

射水市暫定使用による市場調査（トライアル・サウンディング）
実施要項

令和6年5月
射水市

1 暫定使用による市場調査（トライアル・サウンディング）の概要

本市が保有・管理する公共施設及び未利用市有地等（以下「公共施設等」という。）の利活用に関する事業提案を検討している民間事業者が、提案対象として検討している公共施設等の立地条件や使い勝手、提案事業の採算性等を調査するため、空きスペース等を暫定的に使用して事業を実施できる制度です。

2 参加要件等

(1) 参加要件

- ア 提案者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とします。
- イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ウ 提案者は、本市及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- オ 国税、地方税の滞納をしている者
- カ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

3 トライアル事業実施の流れ

(1) 申請書類の提出

提案者は、事業実施予定日の1か月前までに、射水市行政財産使用条例（平成17

年射水市条例第52号)第2条第4項に規定する行政財産使用許可申請書又は射水市普通財産の貸付けに関する事務取扱要領(平成28年射水市訓令第2号)第3条第4項に規定する公有財産貸付申請書を提出してください。申請を行う場合は、**事務局と、必ず事前面談を行ってください。**

また、必要に応じ、現地調査を行うことができます。

ア 事前面談(必須)

事前面談の申込みを行う場合は、**事前面談申込書(様式第1号)**を電子メールで事務局に提出してください。

イ 現地調査(任意)

現地調査を希望される場合は、**現地調査申込書(様式第2号)**を電子メールで事務局に提出してください。なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

(2) 申請内容の審査

事務局及び公共施設等の所管課において、申請書類を審査します。なお、必要に応じ、ヒアリングを実施します。また、事業内容や回数等について、本市がトライアル・サウンディングの目的から逸脱していると判断する場合や、単に行政財産使用料等の免除を目的とした事業であると判断する場合等は、トライアル事業の実施を認めません。

(3) 使用許可等

ア 本市がトライアル事業の実施を認めるときは、トライアル事業を実施する事業者(以下「調査事業者」という。)に、行政財産の場合は許可書を、普通財産の場合は承認書の写しを、それぞれ交付します。

イ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(4) トライアル事業の実施

調査事業者は、使用許可等に基づき、トライアル事業を実施します。

(5) 事業の中止

調査事業の内容が申請時と大きく異なるなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告を発せられても改善が見られない場合は、使用許可等を取り消す場合があります。その場合、調査事業者に発生した損害について、本市は責任を負いません。

(6) ヒアリング調査(必須)

トライアル事業終了後、調査事業者は、本市が行うヒアリング調査に協力する必要があります。その際、調査事業者は、トライアル事業の収支・集客状況や事業化に向けた課題、公共施設等の使い勝手に関する調査など、本市が求める資料を提出する必要があります。

〔手続きの流れ〕



(7) 留意事項

ア 費用負担

空きスペース等の行政財産使用料等は、原則免除します。ただし、公共施設の貸館・室等の利用料を含め、調査事業の実施に係る全ての経費は、調査事業者が負担してください。なお、トライアル事業の内容によっては、電気・水道料等の実費部分を調査事業者負担してもらう場合があります。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

(ア) 提出書類の著作権は提案者に帰属します。

(イ) 提出書類は、原則返却しません。

(ウ) 提出書類は、資格審査及び提案審査以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(エ) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

(オ) 提案者が調査事業者となった場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

ウ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは調査事業者が帰属するものとします。

エ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 本要項 2 (2) に定める資格要件を満たさない場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) その他、市が定める手続きを遵守しない場合

オ その他

提案書類提出後に提案を取り下げる場合は、**提案取下届（様式第3号）**を提出してください。

4 留意点

- (1) トライアル事業の実施に伴い、調査事業者及び本市以外の第三者にアイデアやノウハウ等が知られることで生じるリスク等については、本市は一切の責任を負いません。
- (2) トライアル事業の実施は、その後の公共施設等の利活用に関する提案事業の採択を保証するものではありません。
- (3) 本市が、トライアル事業の内容、調査事業者の名称等を、調査事業者の許可なく公表することはありません。
- (4) トライアル事業は、調査事業者が責任をもって遂行し、事業実施に伴うリスクは調査事業者が負うものとします。

5 その他

本要項に定めるもののほか、トライアル・サウンディングの実施に関し必要な事項は、別に定めます。

6 事務局（問合せ先）

〒939-0294 富山県射水市新開発 410-1

射水市 財務管理部 公共施設マネジメント推進課（射水市役所庁舎4階）

☎：0766-51-6638 ✉：shisetsu-mg@city.imizu.lg.jp